

(第52号議案)

調停について

1 事件名

損害賠償請求事件

2 当事者

申立人 中野区民

相手方 中野区

3 事件の経過

令和3年(2021年)9月 1日 東京簡易裁判所に民事調停の申立て

同月24日 調停申立書送達

令和4年(2022年)3月 4日 調停委員会による調停案の提示

4 事案の概要

本件は、申立人が、中野区の職員が運転するごみ収集車と申立人が運転する自転車が衝突したことにより申立人が損害を被った旨を主張し、255万7,240円の支払を求めるものである。

5 申立ての趣旨

相手方は、申立人に対し、255万7,240円支払う。

6 調停委員会から提示された調停案の内容

(1) 相手方は、申立人に対し、本件交通事故による損害賠償債務として、既払金(6万1,000円)のほか、255万7,240円の支払義務があることを認める。

(2) 相手方は、申立人に対し、(1)の金員を令和4年8月31日限り、申立人代理人指定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、相手方の負担とする。

(3) 申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には、本件交通事故に関し、本調停条項に定めるほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(4) 調停費用は各自の負担とする。

7 調停の理由

本件については、調停委員会から当事者双方に調停案の提示があったことから、これに応じ、紛争の早期解決を図ることが適当であると判断した。

8 調停予定日

本件議案が可決された場合は、令和4年(2022年)7月20日の調停手続期日において調停を成立させる予定である。